

指定幹線道路の沿道における特定流通業務施設

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、指定幹線道路の沿道における特定流通業務施設について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議することができるものとする。

記

1 用語の定義

この基準における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法（以下「法」という。）の例による。

(1) 特定流通業務施設

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第2項に規定する総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち、同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。

(2) 指定幹線道路

あらかじめ市が指定した一般国道122号、16号、17号をいう。

2 申請者

申請者は、物流総合効率化法第4条第1項に規定する総合効率化計画の一の申請において、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（特定流通業務施設を整備する者のみの場合を除く。）であること。

3 申請地

- (1) 予定建築物の敷地は、別図に示す指定幹線道路の指定区間に外周長の8分の1以上が接していること。
- (2) 車両の主な出入口は、指定幹線道路に面していること。
- (3) 予定建築物の敷地の面積は、5ヘクタール未満とすること。
- (4) 予定建築物の敷地には、農業振興地域内の農用地を含めないこと。

4 予定建築物

予定建築物は、特定流通業務施設（物流総合効率化法第4条第8項に規定する照会を

受けていない流通業務以外の利用形態を含む建築物を除く。) であること。

5 敷地内緑化

さいたま市みどりの条例第19条に規定された協議において、さいたま市緑化指導基準に適合したものであること。なお、当該協議に関しては、建築物の敷地外周部を高さ3メートル以上の樹木などで緑化するように努めること。

6 その他

他の法令及び条例による許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成19年9月1日から施行する。(平成19年7月31日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年11月9日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成21年3月31日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。(平成22年8月18日 都市局長決裁)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の許可の申請に係る開発審査会に付議することができる基準による特定流通業務施設にあつては、この基準の施行の日の前日までに、法第29条、第35条の2、又は第43条の規定によりされた許可の申請に係る当該基準については、なお従前の例による。

3 改正前の許可の申請に係る開発審査会に付議することができる基準による大規模流通業務施設にあつては、平成25年3月31日までに、法第29条、第35条の2、又は第43条の規定によりされた許可の申請に係る当該基準については、なお従前の例による。

平成24年3月19日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。（平成29年1月24日 都市局長決裁）

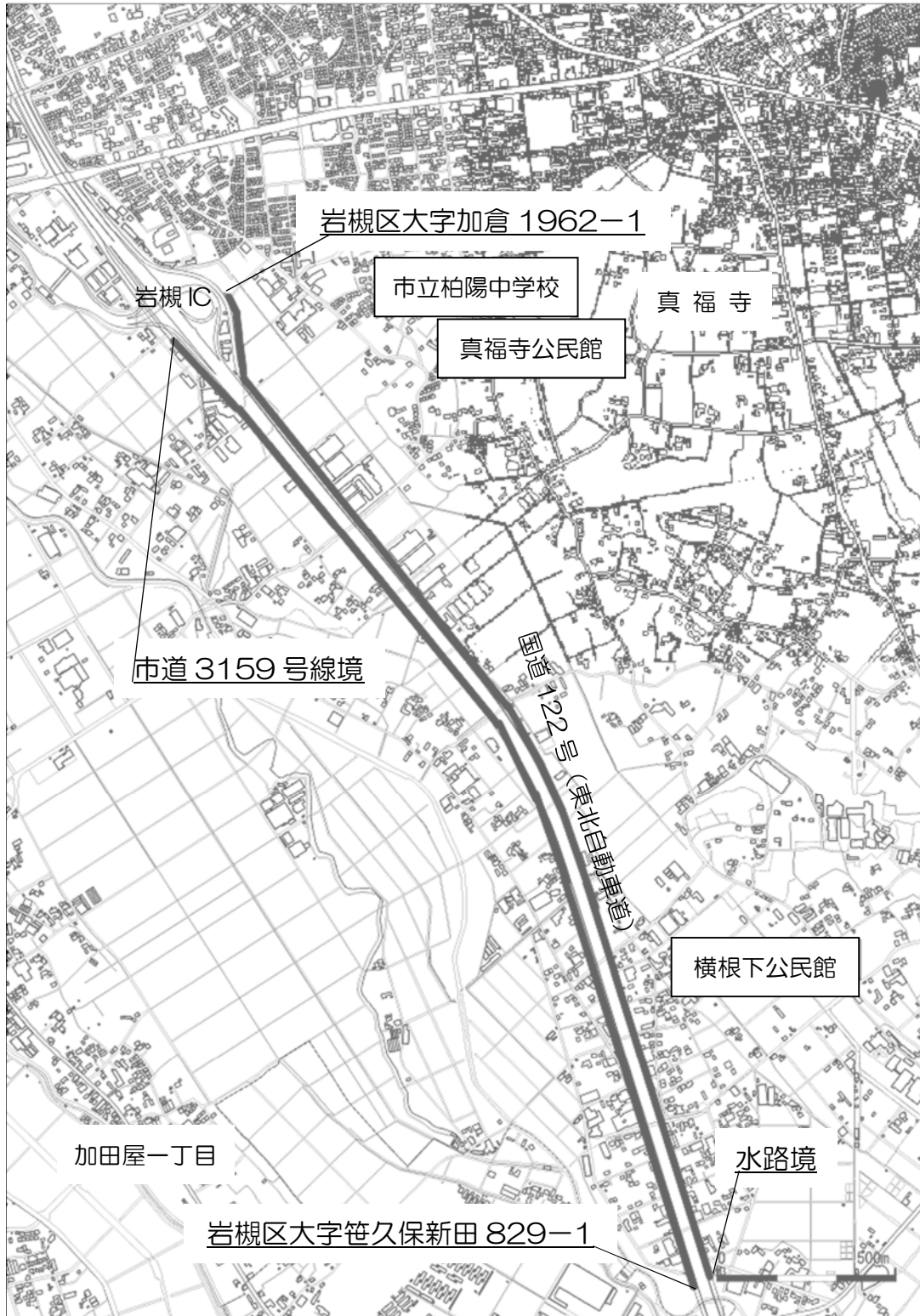
附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。（平成31年3月6日 都市局長決裁）

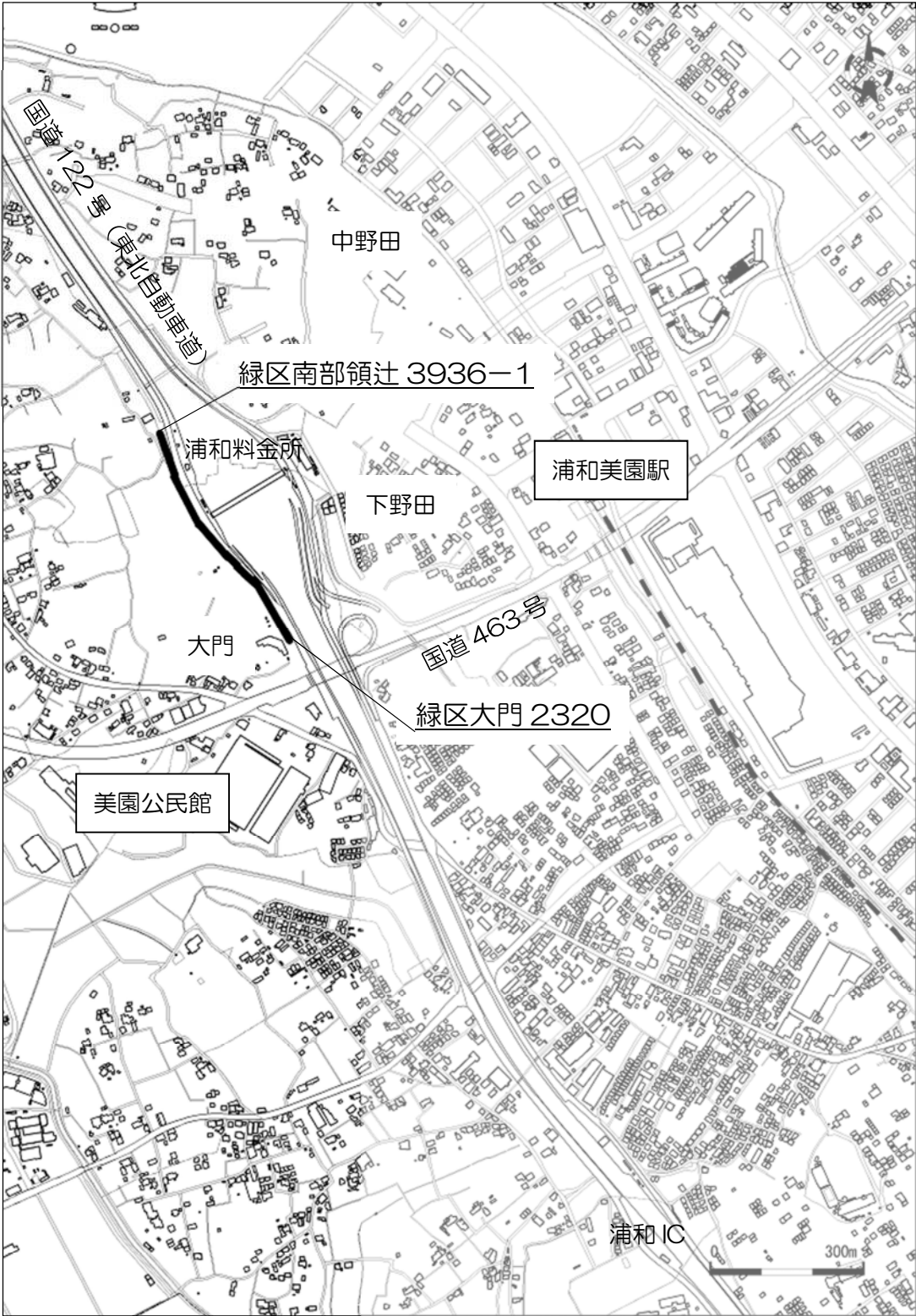
附 則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。（令和元年12月16日 都市局長決裁）

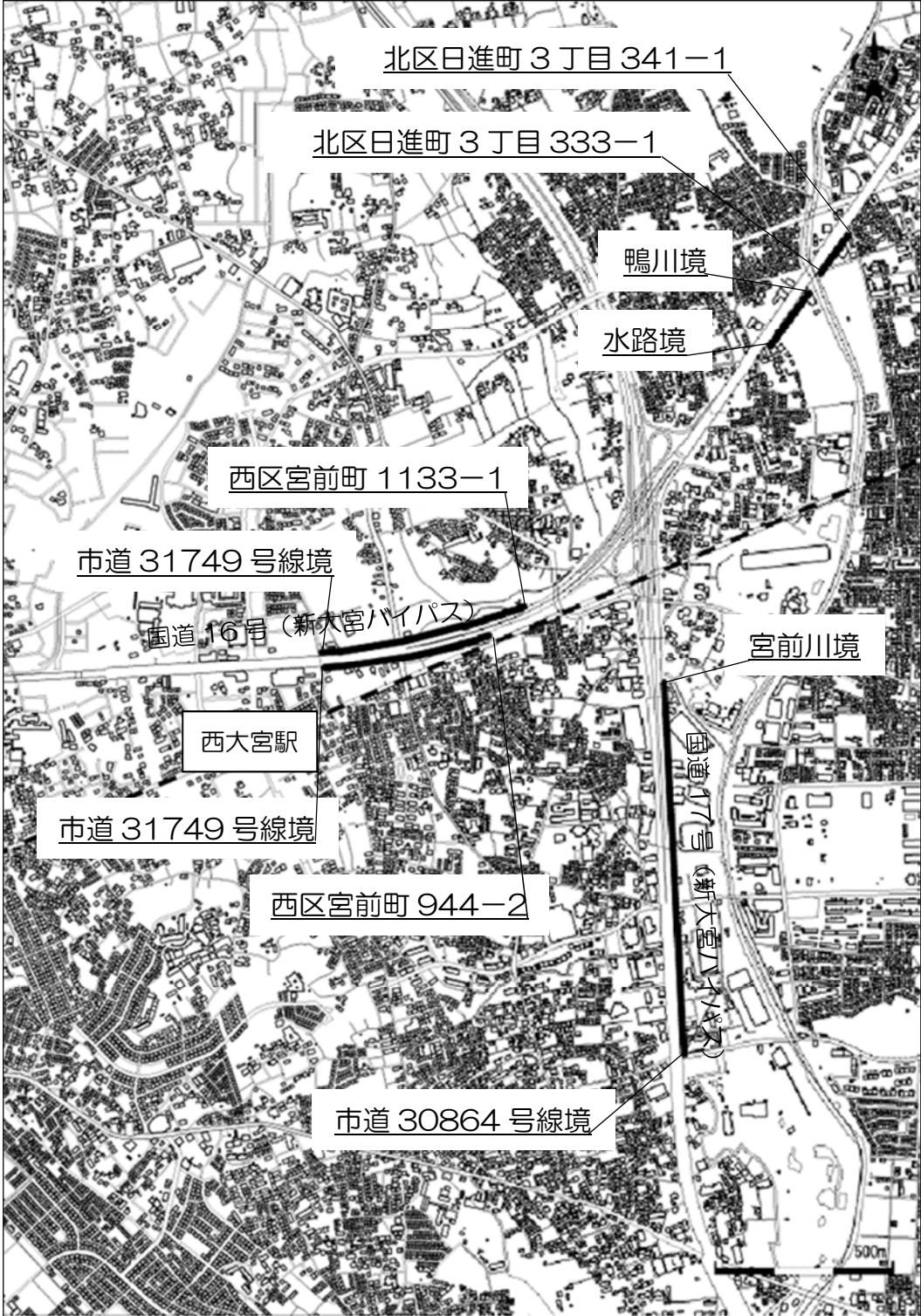
指定幹線道路の指定区間（一般国道122号）



指定幹線道路の指定区間（一般国道122号）



指定幹線道路の指定区間（一般国道16号及び一般国道17号）



指定幹線道路の指定区間（一般国道16号）

